

1. 院内感染の定義

○「院内感染」とは医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したことを指します。

※ただし、以下のように明らかに院内で罹患したとは言えない場合は院内感染に該当しません。

- ・入院時の検査結果が偽陰性である場合
- ・入院時の検査結果は陰性であったが、類似症状があり、後日陽性患者（職員含む）に接触する機会がなかった場合

2. 補助要件

○医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院受入状況等を確実に入力していること。※1

○新型コロナウイルス感染症患者の受入実績があること。※2

3. 補助対象

○院内感染の発生にともない病室の閉鎖等の理由により、休止した病床。

○休止病床の補助上限数は、陽性患者が入院した病床1床あたり1床（ICU・HCU病床は2床）※3

○消毒経費の補助は廃止。

※1. G-MISの「うち他の疾病の治療目的に入院中に陽性となり、治療中の入院者数」に、日ごとの陽性患者数を確実に入力して下さい。

※2. 受入実績がない医療機関は、院内感染収束後、積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを補助要件とします。

※3. 休止せざるを得ない病床が発生し、実際に休止した病床（上限数内）が対象です。

自動的に、陽性患者が入院した病床数 = 休止病床数にはなりません。

4. 補助単価
(日額)

病床の区分	特定機能病院等	その他医療機関
ICU	174,000円	121,000円
HCU	85,000円	85,000円
重症・中等症Ⅱ患者等 受け入れ可能病床 ※	30,000円	29,000円
上記以外(療養病床含む)	16,000円	16,000円

※重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床が対象です。

5. 対象期間

【始期】 医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患した日

※入院時に陽性だった患者は補助対象外です。

【終期】 院内感染により陽性となった入院患者の最終の療養解除日(※)

※外来患者や転院患者等が同病棟内に入院中の場合でも、**院内感染による陽性患者の療養解除日**をもって終期とします。

6. 注意事項

- 本補助金は、国の会計検査院の調査官が直接医療機関へ臨場しての实地検査等が個別に実施されています。
- 過去に補助金の過大交付があったとして指摘を受け、具体的な医療機関の名称も公開され、報道された例も見受けられますので、適正な交付申請及び実績報告をお願いいたします。